

(別表2) 交付申請書の添付書類 ※CEV補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

	提出書類			留意事項
①	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	原本	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合に提出。 ・交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・真庭市充電インフラ整備事業補助金の申請で別に提出したものが発行日から3ヶ月以内であれば、写しの提出で可。 ・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。
②	本人確認書類（免許証、住民票等）	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者がマンション等の管理組合（管理組合法人を除く）の代表者若しくは所有者、個人事業主又は月極駐車場の所有者（法人を除く）の場合に提出。 ・免許証は有効期限内のもので、表裏両面が確認できるもの。 ・住民票は交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。
③	直近の確定申告書B	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人事業主の場合に提出。 ・第一表及び第二表のいずれも提出すること。
③	市税等の滞納がないこと（完納証明）を証する書類	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人、マンション等の所有者、個人事業主又は月極駐車場の所有者（法人を除く）の場合に提出。 ・交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。
④	暴力団排除に係る誓約書（様式第11号）		○	<ul style="list-style-type: none"> ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。
⑤	補助対象経費に係る見積書	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。

	※			<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備機器のメーカー名、型式を記載すること。 ・施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る見積書を分離して提出すること。
⑥	設置場所の見取図※		○	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の全体図（施設全体の敷地形状が分かるもの）に、充電スペース場所、施設等の入口（公道から充電設備設置場所への入口）を記載すること。 ・公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所に充電設備を設置すること（マンション等に属する駐車場に普通充電設備等を設置する場合を除く）。 ・施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること（マンション等に属する駐車場に普通充電設備等を設置する場合を除く）。 ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）を記載すること。 ・書類名称を「設置場所見取図」と明記すること。 ・作成者名、縮尺、作成日を記載すること。 ・市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可。
⑦	設置場所の平面図※		○	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備、付帯設備（車止め、電灯、屋根等）の配置が確認できるもの。 ・充電スペースの区画の寸法を記載すること。 ・充電スペース場所と充電設備までの距離を記載すること。 ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）を記載すること。 ・配線・配管の記載は不要。 ・書類名称を「設置工事平面図」と明記すること。 ・作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日を記載すること。
⑧	電気系統図※		△	<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電設備設置事業を実施の場合に提出。 ・補助対象設備間の関係性や電気の流れが確認できるもの。 ・分電盤等の各設備の能力（出力、容量、機器能力）を記載すること。 ・電力会社との責任分界点から、補助対象設備までの接続を確認できるように記載すること。 ・⑤補助対象経費に係る見積書と突合できるようにすること（配線・配管を含む）。 ・書類名称を「電気系統図」と明記すること。

				<ul style="list-style-type: none"> ・作成者名、作成日を記載すること。
⑨	配線ルート図※		△	<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電設備設置事業を実施の場合に提出。 ・平面図又は立面図に、補助対象となる充電設備・配線・配管の位置・経路、長さ及び仕様（アース線、通信線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を記載すること。 ・⑤補助対象経費に係る見積書と突合できるようにすること。 ・書類名称を「配線ルート図」と明記すること。 ・作成者名、作成日を記載すること。
⑩	要部写真※		○	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備本体の設置予定場所を写したもの。 ・充電スペースの設置予定場所（車両が駐車する場所の全景）を写したもの。 ・案内板の設置予定場所写したもの。 ・撮影時には、障害物（駐車車両等）がないようにすること。 ・カラー写真であること。
⑪	リース事業を生業とすることを証する書類	原本	△	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。 ・①登記事項証明書に記載がある場合は代替することも可。
⑫	土地所有者の設置承諾書 (様式第12号)		△	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備の設置場所が借地の場合に提出。 ・充電設備の保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を得ること。
⑬	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類	原本又は写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等の管理組合（管理組合法人を除く）の代表者が申請する場合に提出。 <p><管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会の議事録等 ・書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等が記載されていること。
⑭	充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等へ普通充電設備等を設置し、普通充電設備等の利用者を限定する場合に提出。 ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類。 ・上記の提出ができない場合、マンション等の賃貸借契約書の記載内容から共同住宅等と確認できる書類。

⑮	分譲済みのマンション等への充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類		△	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲済みのマンション等へ普通充電設備等を設置し、普通充電設備等の利用者を限定する場合に提出。 ・普通充電設備等の設置が承認・議決された議事録等を提出すること。 ・書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等が記載されていること。
⑯	補助事業に係る発注書	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の4月1日前に施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する契約を締結し、申請日の属する年度に補助事業に係る工事の施行を開始する場合に提出。
⑰	誓約書（様式第13号）		△	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備をマンション等に属する駐車場に設置する場合に提出。
⑱	EV等導入の方針（様式第14号）		△	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備を事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場に設置する場合に提出。 ・該当する方針の□欄全てにチェックを行うこと。
⑳	月極駐車場の賃貸借契約書	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合に提出。 ・設置場所名称が記載されていること。 ・1か月単位の契約であり、月額賃料が明記されていること。
㉑	その他市長が必要と認める書類		△	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の過程で市から提出を求められた書類があれば提出すること。

(別表3) 実績報告書の添付書類 ※CEV補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

	提出書類			留意事項
①	補助事業に係る発注書	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備のメーカー名、型式、数量が記載されていること。 交付申請書に添付した場合は提出不要。
②	補助事業に係る請求書	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。 充電設備機器のメーカー名、型式、数量を確認できるもの。 施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る請求書を分離して提出すること。 設置工事施工会社の押印があること。
③	補助事業に係る領収書	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の金額が請求書のコネ額を超える場合は、領収書の内訳書を添付すること。 設置工事施工会社の押印があること。
④	補助対象設備の保証書		○	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書
⑤	補助対象設備の設置完了証明書(様式第15号)	原本	○	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事施工会社が証明すること。
⑥	完成後の設置場所の見取図※		○	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 変更がない場合は提出不要。
⑦	完成後の設置場所の平面図※		○	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 変更がない場合は提出不要。
⑧	完成後の電気系統図※		○	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 変更がない場合は提出不要。
⑨	完成後の配線ルート図※		○	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 変更がない場合は提出不要。
⑩	要部写真※		○	<ul style="list-style-type: none"> 充電設備の設置工事完了後に、充電設備の設置状況を示す写真を撮影し、提出すること。 交付申請時に提出した⑩要部写真と同一アングルにて、障害物(駐車車両等)がないように撮影

				<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラー写真であること。
⑪	他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金・助成金等を受給する場合に提出。
⑫	リース料金の算定根拠明細書 (様式第16号)		△	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。
⑬	リース契約書	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約の場合に提出。
⑭	その他市長が必要と認める書類		△	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の過程で市から提出を求められた書類があれば提出すること。